鈴鹿市告示第２４０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定に基づき、次のとおり本市の字の区域を変更したので、同条第２項の規定により告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、令和６年７月１７日から生ずるものとする。

令和６年１２月１６日

鈴鹿市長　末　松　則　子

１　鈴鹿市山本町字北今辻に編入する区域

鈴鹿市山本町字ダズ林野２６３の３の一部、２６４の１、２６４の２の一部、２６４の１４の一部、２６５の１、２６５の２の一部、２６５の１４から１６まで、２７０の１の一部、２８０の１の一部、２８２の２４の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の一部

２　鈴鹿市山本町字ダズ林野に編入する区域

鈴鹿市山本町字北今辻５２８の１の一部、５３１の２の一部、５３１の３４の一部

３　鈴鹿市山本町字茱萸木沢に編入する区域

鈴鹿市山本町字ダズ林野２６２の１、２６２の２の一部、２６２の３の一部、２６２の５、２６３の１から３までの各一部、２６４の１１の一部、２６４の１２、２６５の１１の一部、２６５の１２、２６５の１３、２６６の１、２６６の２、２６７の１の一部、２６７の２の一部、２８１の１４、２８１の１６の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の一部